

阿見町議会会議録

平成26年第1回臨時会

(平成26年4月7日)

阿見町議会

平成26年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(4月7日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第39号から議案第41号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	7
・議案第42号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	9
・議案第43号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	10
・議長辞職の件	13
・議長選挙	15
・議席の変更の件	16
・副議長選挙	17
・常任委員会委員の改選	19
・常任委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	20
・議会運営委員会委員の改選	20
・議会運営委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	21
・龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙	21
・牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙	22
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
・議案第44号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	23
○閉 会	24

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第75号

平成26年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年3月31日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成26年4月7日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- (4) 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- (5) 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- (6) 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (7) 阿見町議会常任委員会委員の改選について
- (8) 阿見町議会運営委員会委員の改選について

第 1 号

[4 月 7 日]

平成26年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成26年4月7日（第1日）

○出席議員

1番	倉持松雄君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	柴原成一君
13番	浅野栄子君
14番	藤井孝幸君
16番	吉田憲市君
17番	佐藤幸明君
18番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君				
教	育	長	青山壽々子君			
総	務	部	長	横田健一君		
町	民	部	長	篠原尚彦君		
保	健	福	祉	部	長	坪田匡弘君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	飯野利明君
企画財政課長	小口勝美君
税務課長	吉田 衛君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	高須 徹君
児童福祉課長	青山広美君
国保年金課長	岡田 稔君
消防本部総務課長	湯原清和君

○議会事務局出席者

事務局長	青山公雄
書記	大竹 久

平成26年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成26年4月7日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第5 議案第42号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第43号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 議長辞職の件について

追加日程第2 議長選挙

追加日程第3 議席の変更の件

追加日程第4 副議長選挙

日程第7 阿見町議会常任委員会委員の改選について

日程第8 阿見町議会議会運営委員会委員の改選について

追加日程第5 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙

追加日程第6 牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙

追加日程第7 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第9 議案第44号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（倉持松雄君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（倉持松雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

13番 浅野栄子君

14番 藤井孝幸君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第39号から議案第44号の6件であります。

次に、監査委員から平成26年2月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第4、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、以上3件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。非常に桜も満開ですばらしい4月であります。そういう中、本日は平成26年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

それでは、議案第39号から議案第41号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年度の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことを受け、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、4月1日より施行するため、3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案第39号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては、個人町民税関係で、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を延長し、固定資産税関係で償却資産の課税標準額の特例割合を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第40号の阿見町都市計画税条例の一部改正の内容としましては、地方税法の一部改正に

に伴い、引用条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。

議案第41号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額をそれぞれ2万円引き上げ、また、低所得者に対する軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずべき金額を45万円に引き上げるための所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 議案第41号のことなんですけども、この国民健康保険税と後期医療制度における保険税の軽減ということになってますけども、これは5割軽減と2割軽減があると思うんですけども、これに伴って、その対象世帯っていうんですかね、件数がどのぐらいになるかちょっと教えてください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この軽減は、5割軽減と2割軽減の世帯ですけども、軽減の前、この制度の適用の前ですね、では、1,247世帯でございます。この軽減制度の改正によりまして、1,660世帯に拡大するというふうに今のところ積算しております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これは、2割と5割を合わせた数字ですね。あと、もしそれに対する金額がどのぐらいになるか、わかればお願いします。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長坪田匡弘君。

○保健福祉部長（坪田匡弘君） 軽減が拡大されますので、対象者の方で約1,550万円の軽減の幅がですね、増えるというふうに考えてございます。軽減を受ける……。

〔「まあ、もらうっていう形」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（坪田匡弘君） そうですね。ということでございます。

○議長（倉持松雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第40号については、会議、失礼いたしました。訂正いたします。

議案第39号から議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号から議案第41号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第39号から議案第41号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第42号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第5、議案第42号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第42号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、町条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金支払い額について、5年以上10年未満の団員を5万6,000円、その他については、一律5万円を増額し、あわせて条文中の文言の整理等を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第43号 平成26年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

○議長（倉持松雄君） 次に、日程第6、議案第43号、平成26年度阿見町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第43号の一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億2,428万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ147億8,128万3,000円とするものであります。

その内容としましては、消費税率8%への引き上げによる低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するための暫定的、臨時的な措置である臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、国の平成25年度一般会計補正予算（第1号）が成立したことを受け、可能な限り早期に体制を整え給付を開始するため、当該給付に係る経費を追加するものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正について、歳入から申し上げます。

第15款国庫支出金では、民生費国庫補助金で、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付

金に係る事務費補助金及び事業費補助金を新規計上するものであります。

次に、歳出であります。第3款民生費の社会福祉総務費で、臨時特例給付金事務に係る職員の時間外勤務手当、郵便料、口座振替手数料、電算システム委託料及び支援業務委託料並びに臨時福祉給付金を新規計上。児童福祉総務費で、子育て世帯臨時特例給付金事務に係る職員の時間外勤務手当、郵便料、口座振替手数料、電算システム委託料及び支援業務委託料並びに子育て世帯臨時特例給付金を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（倉持松雄君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この補正のほうなんですけども、これも以前、前回の3月18日ですか、全協で説明された部分だと思うんですけども、これを見ててですね、ちょっとお伺いしたいんですけども、この対象者の部分で生活保護をもらってる人は対象外になるということを書いてあるわけなんですけども、その中でその米印のところ、生活保護の被保護者については、26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため対象外としているというふうに、これに書いてあるわけなんですけども、これは国のほうでこういった形になってるから町のほうもそうするかと思うんですけども、もしこの生活扶助基準の改定を行うと文言に書いてあるんですけども、具体的に何かそういった、具体的なものがあるのかどうか、ちょっとそれをもし知ってればお聞かせください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） お答えいたします。具体的にということは確認しておりませんが、生活保護受給者の方、4月1日からですね、これに伴った改正の受給額の通知が既に受給者のほうに通知されておまして、それに基づいて新しい支給額で支給される予定でございまして、支給されております。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ということは、4月1日にその新しい改正額により支給されているということは、金額は上がっているわけでしょうね。それをちょっと確認したいんですけども、どうですか。個々の事例はわからないでも、全体的でいいですけど。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） はい。この消費税の関連した部分については、増額されておりますけれども、御承知のように、生活保護費の全体的な見直しの中で、改

正に伴って、場合によっては給付額が、支給額がというか、交付額が少なくなっている方もおります。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の答弁の中で、消費税に関連している部分は増額になっていると言いましたけども、それは具体的にはどういった部分になりますかね。ちょっと今、答弁の意味がいまいちわからなかったんですけども、もうちょっと説明してください。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） 大変失礼いたしました。今回の消費税の増額の対応についての部分については、増額というような見直しがされておりますけれども、昨年でしたっけ、失礼いたしました。生活保護費の全体的な見直しというのも国のほうで検討しまして、その中での全体の生活保護費の受給者のパターンによって見直しがされたものですから、その中では、従来からの金額よりも減額された形で支給されている人もいますし、逆に増えているという方もおります。ただ、今回の消費税の8%に伴う部分についての配慮というのは、増額というような形で考慮されて計算されているということでございます。

○議長（倉持松雄君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 済みません、ちょっといまいち、なかなかわかりづらい形なんで、ちょっとこれはもう後で個別にお伺いしたいと思うんですけども、1つだけちょっと聞きたいのはですね、今、課長のほうの話の中で、増額しているとか、人によっては減額になっているとかいう話がありましたけども、先ほど私のほうで聞いた中でですね、国のほうのやつだったと思うんですけども、この生活扶助基準の改定を行うことを想定しているために対象外としていると。ですから、この文章をずっと読むと、今、生活保護の受給の人は今回はなされないけども、今後、影響分を織り込んで、生活扶助の改善を行うことを国が考えてますよと、今後ですね、そういうふうにとれる文章だと思うんですよ。ですから、そのことについて、今後の部分で何か国からそういった話があるのかどうなのかを聞いたかったわけなんですね。ですから、それで今後、ですから4月、今回4月の5日に給付されていますけども、その金額はともかく、これ以降、消費税の負担増による影響を織り込んでと書いてあることで、何か動きがあるのかなということをそこだけちょっと1つ聞かせてください。なければいいんで、じゃあ、なければいいんで、現状わからなければいいんですけども、それを1つお願いします。あと、さっきのやつはちょっと個別に聞きますので。

○議長（倉持松雄君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。社会福祉課長高須徹君。

○社会福祉課長兼福祉センター所長（高須徹君） 失礼いたしました。具体的にどういう点が変わったかということは存じ上げておりません。また、県のほうからも、ちょっとまだ説明の

ほうは受けておりませんが、はい。

○議長（倉持松雄君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第43号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉持松雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号については、原案どおり可決することに決しました。

ここで、本席を副議長と交代いたします。

〔副議長柴原成一君着席〕

○副議長（柴原成一君） ただいま、議長倉持松雄君より、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加の上、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議長辞職の件について

○副議長（柴原成一君） これより、追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。1番倉持松雄君の退席を求めます。

〔1番倉持松雄君退場〕

○副議長（柴原成一君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは朗読いたします。

辞職願

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成26年4月7日 阿見町議会副議長 柴原成一 殿

阿見町議会議長 倉持松雄

以上でございます。

○副議長（柴原成一君） お諮りいたします。1番倉持松雄君の議長辞職について、許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柴原成一君） 異議なしと認め、1番倉持松雄君の議長辞職を許可することに決しました。

倉持松雄君の入場を許します。

〔1番倉持松雄君入場〕

○副議長（柴原成一君） ここで、倉持松雄君より御挨拶がございます。

倉持松雄君、登壇願います。

〔1番倉持松雄君登壇〕

○1番（倉持松雄君） 2年間という短い期間でございましたが、しかし、その間には、千年もたつかという長い思いをしたこともございました。しかし、議長という大役をとどこおりなく、ここに終わることができましたこと、皆様方のきめ細やかな力強い御支援があつてのこと深く感謝を申し上げる次第でございます。

議会人として議長席に立って、本当に全員の顔がすぐにわかるこの席で、非常に責任を感じて一生懸命やらせていただきました。議会というものは、議会人として、敵になっても味方になっても、それぞれの方向で一生懸命真剣にやったことが、やはり町民の代表である自分たちの責任であるということを深く感じております。そして、その1つの事柄が終わったら、やはりまた1つになって新たに出発する、その繰り返しだと思います。本当に、皆様方のきめ細やかな力強い御支援のおかげで、2年間というこの議長職を退職できますことを本当にうれしく思います。最初は、本当にどうなるものかと私も不安でございましたけども、敵とか味方とか言わずにして、一生懸命支えてくれました皆様方、そしてまた事務局の方々、局長初め事務局の方々が、一生懸命私を支えてくださいましたことを本当に感謝を申し上げる次第でございます。

今後、私が去りましてからも、また今から選ばれる新しい議長のもとに、ますますこの議会

が町民のためになり、そして町民から喜ばれるようなこの阿見町をつくっていただけるように努力をしていただきたいと思います。また、執行部の方々大変お世話になりました。未熟な私をここまで支えてくださいました。本当に、執行部の方々、事務局の方々、皆様方全員に深く感謝を申し上げまして、終わりの言葉といたします。本当にどうもお世話になりました。

○副議長（柴原成一君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議長選挙

○副議長（柴原成一君） これより、追加日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記、議場閉鎖〕

○副議長（柴原成一君） ただいまの出席議員は17名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により立会人に

16番 吉田憲市君

17番 佐藤幸明君

18番 諏訪原実君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○副議長（柴原成一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柴原成一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○副議長（柴原成一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（青山公雄君） それでは順次お呼びいたします。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○副議長（柴原成一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柴原成一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

16番吉田憲市君，17番佐藤幸明君，18番諏訪原実君は，立ち会い願います。

〔立ち会いの上，開票〕

○副議長（柴原成一君） 議長選挙結果の報告をいたします。

投票総数17票，有効投票17票，無効投票ゼロ。有効投票中，柴原成一君12票，吉田憲市君4票，永井義一君1票，以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので，柴原成一君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記，議場開鎖〕

○副議長（柴原成一君） ただいま，議長に当選されました柴原成一君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで，柴原成一より挨拶がございます。柴原成一君，登壇願います。

〔議長柴原成一君登壇〕

○議長（柴原成一君） 皆さん，おはようございます。大変複雑な気持ちでおります。また，責任の重さを感じております。

町長選からいろいろありましたけれども，議会もいろいろありました。私も3期，今10年目ですけども，いろいろ見てまいりました。唐突に議長に選任されたということの責任の重さを痛感しております。今後とも，議会と執行部との連携及び議員間の連携を，透明，公平に持っていきたいと思っております。よろしく願います。ありがとうございました。

議席の変更の件

○議長（柴原成一君） ここで，追加日程第3，議席の変更の件ですね。ここで，議長選挙に伴い，会議規則第4条第3項の規定により，議席の変更を日程に追加したいと思います。

議席のネームプレートを倒してください。

○事務局長（青山公雄君） それでは、新しい議席を読み上げさせていただきます。

1 番柴原成一議員， 2 番藤平竜也議員， 3 番野口雅弘議員， 4 番永井義一議員， 5 番海野隆議員， 6 番飯野良治議員， 7 番平岡博議員， 8 番久保谷充議員， 9 番川畑秀慈議員， 10番難波千香子議員， 11番紙井和美議員， 12番浅野栄子議員， 13番藤井孝幸議員， 14番吉田憲市議員， 15番倉持松雄議員， 16番佐藤幸明議員， 17番諏訪原実議員， 以上でございます。

○議長（柴原成一君） 以上のように議席を変更したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、議席を御移動願います。

〔議席移動〕

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長選挙

○議長（柴原成一君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより追加日程第4，副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔書記，議場閉鎖〕

○議長（柴原成一君） ただいまの出席議員は17名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

2番 藤 平 竜 也 君

3番 野 口 雅 弘 君

4番 永 井 義 一 君

以上3名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

投票用紙を配付させます。

〔書記、投票用紙配付〕

○議長（柴原成一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記、投票箱を改める〕

○議長（柴原成一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○事務局長（青山公雄君） それでは、順次お呼びいたします。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

○議長（柴原成一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。

2番藤平竜也君、3番野口雅弘君、4番永井義一君、立ち会い願います。

〔立ち会いの上、開票〕

○議長（柴原成一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、有効投票12票、無効投票5票。有効投票中、紙井和美君11票、永井義一君1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票でありますので、紙井和美君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記、議場開鎖〕

○議長（柴原成一君） ただいま副議長に当選されました紙井和美君が議場におられますので、

本席から会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

ここで、紙井和美君より挨拶がございます。紙井和美君、登壇願います。

〔副議長紙井和美君登壇〕

○副議長（紙井和美君） 皆様、ただいま副議長という大任を拝しました紙井和美でございます。この17名の議員は、それぞれ町民の大きな期待を担って当選されてまいりました仲間でございます。よりよく町を運営していくためには、良識豊かな政治を行っていかなくてはならないというふうに考えております。

町民の皆様の繁栄と発展のために、議会また執行部が一丸となって、良識豊かな町政を運営していく上で、しっかりとその一端を担っていきたくと決意しております。

新たに誕生されました柴原議長をしっかりと一丸となってサポートしながら、私なりに全力で頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。各議員においては全員協議会室へ御移動願います。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時00分

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿見町議会常任委員会委員の改選について

○議長（柴原成一君） 次に日程第7、阿見町議会常任委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、それぞれ指名いたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、朗読いたします。

総務常任委員会委員。佐藤幸明議員、吉田憲市議員、紙井和美議員、柴原成一議員、永井義一議員。

民生教育常任委員会委員。諏訪原実議員、藤井孝幸議員、浅野栄子議員、難波千香子議員、川畑秀慈議員、飯野良治議員。

産業建設常任委員会委員。倉持松雄議員、久保谷充議員、平岡博議員、海野隆議員、野口雅弘議員、藤平竜也議員、以上でございます。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。各常任委員会に分かれて委員長、副委員長の互選をお願いいたします。全員協議会室へ御移動願います。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時15分

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（柴原成一君） 常任委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、報告いたします。

総務常任委員会、委員長、吉田憲市議員、副委員長、永井義一議員。

民生教育常任委員会、委員長、難波千香子議員、副委員長、飯野良治議員。

産業建設常任委員会、委員長、海野隆議員、副委員長、久保谷充議員、以上でございます。

○議長（柴原成一君） 以上で、常任委員会委員の改選を終わります。

阿見町議会議会運営委員会委員の改選

○議長（柴原成一君） 次に日程第8、阿見町議会議会運営委員会委員の改選を行います。

本件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、朗読いたします。

議会運営委員会委員。諏訪原実議員、佐藤幸明議員、倉持松雄議員、藤井孝幸議員、紙井和美議員、難波千香子議員、以上でございます。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。議会運営委員会委員においては、第2委員会室で委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時26分

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（柴原成一君） 議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（青山公雄君） それでは、報告いたします。

議会運営委員会委員長、佐藤幸明議員、副委員長、藤井孝幸議員、以上でございます。

○議長（柴原成一君） 以上で、議会運営委員会委員の改選を終わります。

この際、お諮りいたします。龍ヶ崎地方衛生組合議会議員、牛久市・阿見町斎場組合議会議員、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきまして、それぞれ追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7とし、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について

○議長（柴原成一君） 初めに追加日程第5、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。
本件につきましては、龍ヶ崎地方衛生組規約第5条第2項の規定により、議員2名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、久保谷充君、飯野良治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷充君、飯野良治君を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました久保谷充君、飯野良治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙について

○議長（柴原成一君） 次に追加日程第6、牛久市・阿見町斎場組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、牛久市・阿見町斎場組規約第5条第2項の規定により、議員3名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、牛久市・阿見町斎場組合議会議員に、倉持松雄君、浅野栄子君、難波千香子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました倉持松雄君、浅野栄子君、難波千香子君を牛久市・阿見町斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました倉持松雄君，浅野栄子君，難波千香子君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（柴原成一君） 次に追加日程第7，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては，茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第3項の規定により，議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については，議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に，難波千香子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました難波千香子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

ただいま当選されました難波千香子君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

議案第44号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（柴原成一君） 次に，日程第9，議案第44号，阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第44号，阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

議会議員から選任しておりました久保谷充氏から辞職の申し出があり，これを承認しましたので，議会選出監査委員が欠員となっております。つきましては，次期の監査委員として川畑秀慈氏を選任いたしたく同意を求めるものであります。

慎重審議の上，同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで，地方自治法第117条の規定により除斥の対象となる9番川畑秀慈君の退席を求めます。

〔9番川畑秀慈君退場〕

○議長（柴原成一君） 本件につきましては，質疑，委員会への付託，討論を省略し，直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

これより採決いたします。本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって議案第44号は，原案どおり同意することに決しました。

ここで，9番川畑秀慈君の除斥を解き，入場を許します。

〔9番川畑秀慈君入場〕

閉会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で，本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして，平成26年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

前 議 長 倉 持 松 雄

前 副 議 長 柴 原 成 一

署 名 員 浅 野 栄 子

署 名 員 藤 井 孝 幸